

自治体独自の医療費助成制度

<障害者医療費助成制度>

名古屋市…… (1) 身体障害者手帳の1級～3級を持っている方（腎臓の場合は1級～4級・進行性筋萎縮症の方は1級～6級）、(2) 医師に自閉症候群と診断された方、(3) 知能指数50以下と判定された方、(4) 精神障害者保健福祉手帳1級（平成20年8月より2級も対象）をお持ちの方、は保険診療分の自己負担が助成されます。所得制限があります。

愛知県…… (1) 身体障害者手帳の1級～3級を持っている方（腎臓の場合は1級～4級・進行性筋萎縮症の方は1級～6級）、(2) 医師に自閉症候群と診断された方、(3) 知能指数50以下と判定された方、は保険診療分の自己負担が助成されます。所得制限はありません。

精神障害者保健福祉手帳1・2級をお持ちの方は、精神科診療に係る医療費の自己負担分が助成されます。通院の場合は自立支援医療（精神通院）の受給対象者となっていることが要件で、自立支援医療の自己負担1割分が助成されます。精神科入院の医療費についての助成は償還払いが原則となります。ただし、市町村によっては入院の医療費を現物給付とする場合や、精神科診療のみではなく一般診療も含めて対象にする場合もあるため、当院ケースワーカーか市町村窓口でご確認下さい。

<福祉給付金制度（後期高齢者福祉医療費給付制度）>

名古屋市…… 後期高齢者医療制度又は高齢受給者証の対象者で次のいずれかに該当する方は保険診療分の自己負担額が助成されます。

1. 障害者・戦傷病者・母子家庭等の各医療費助成制度のいずれかの受給条件に該当する方
2. 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条に該当する方（措置入院患者）
3. 結核予防法第29条の規定に該当する方（命令入所患者）
4. ねたきり又は認知症で引き続き3ヶ月以上、日常生活の介護を受けている方で特別障害者手当を受けることが出来る所得の範囲の方

<子ども医療制度>

名古屋市…… 中学校卒業前(15歳に到達する日以後の最初の3月31日まで)のお子さんが病院等に通院・入院した時、保険診療分の自己負担額を助成します。

愛知県…… 小学校入学前(6歳到達時以降の最初の3月31日まで)の乳・幼児が病院を受診した時と、中学校卒業までの児童が入院した時、保険診療分の自己負担額を助成します。自治体により助成の範囲が異なります。

<ひとり親家庭等医療費助成制度>

18歳以下の児童を扶養しているひとり親家庭の母又は父(配偶者が身体障害者手帳の1・2級又は障害年金の1級に該当される方も対象となる場合があります。)、扶養されている18歳以下の児童は保険診療分の自己負担が助成されます。所得制限があります。

※ 県外で治療を受けた場合は、一旦医療機関の窓口で医療費を支払った後手続きにより払い戻しされます。

※自治体によって制度の内容が異なりますので詳しくは各自治体にお問い合わせ下さい